

井川町更生保護女性会会則

(名 称)

第1条 本会は、井川町更生保護女性会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目 的)

第3条 本会は、徳島県保護監察所の行う、更生保護事業及び犯罪予防活動を助長して、地域の浄化を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 研究協議活動
2. 更生保護思想の普及活動
3. 地域犯罪予防と不良化防止活動
4. 保護司活動に対する協力
5. 更生保護会に対する援助
6. 施設収容者に対する更生激励及びその家族の援助
7. 関係機関団体の行事に対する協力参加
8. その他本会目的達成に必要な事項

(組 織)

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同する会員を持って組織する。

(役 員)

第6条 本会は、本会の役員を置く。

会 長	1名
副会長	3名
会 計	1名
監 事	2名
庶 務	1名
顧 問	若干名

(役員の選任)

第7条 本会の役員は、次により選任する。

会長、副会長、監事は、総会において選任する。

会計、庶務は、会長が委嘱する。

顧問は、会長が推举する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第9条 本会の役員の職務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表して会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は、本会の会計事務を行う。
4. 監事は、本会の会計監査を行う。
5. 庶務は、本会の事務に従事する。
6. 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。

(総会)

第10条 総会は原則として、毎年1回開催し、この会の重要事項を協議する。
総会の議事は、会長が議長となり出席者の過半数をもってこれを議決する。

(会計)

第11条 本会の経費は、会費、補助金及び寄付金、事業収益金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第13条 本会は、総会において出席会員の過半数の合意がなければ改廃することができない。

(設立年月日)

第14条 本会の設立年月日は、昭和60年4月1日とする。

(附則)

第15条 本会則は、昭和61年7月31日から施行する。
本会則は、平成15年7月19日から
「井川町更生保護婦人会」を「井川町更生保護女性会」に改める。
本会則は、平成16年7月22日から6条の役員の内監事を
1名から2名に改める。
本会則は、平成18年5月23日から2条の事務所は会長宅に置くに改める。